

施策の大綱

町の基本構想・将来像を実現するため、11の大綱を策定し、まちづくりを進めていきます。



01 SUE TOWN

福岡県内で「光る」町になる

須恵町が持続可能な都市であり続けるため、町の内外から「須恵町」が選ばれるまちとなるため、町民や関係機関、行政が協働してプロモーションを推進します。



03 SUE TOWN

教育立町 須恵く社会総がかりで教育を推進

先行きが不透明なこれからの時代、どのように社会や産業が変化しても、「ひとづくり」の基本は、先人の知恵に学んだり体験を積み重ねるなどして培われた「心の教育」にあります。心の教育を須恵町の教育の根幹とし、社会総がかりで教育を推進し、職業的・社会的に自立した「ひとづくり」を目指します。



05 SUE TOWN

生きがいを持てる社会づくりの推進

高齢者や障がいのある人など町民の誰もが地域で住み続けることができるよう支援体制の充実を図り、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。また、誰もがいきいきと暮らすことのできる須恵町にするため、住民それぞれが自身の健康について考え、健康づくりに積極的に取り組みます。



07 SUE TOWN

計画的な都市形成

緑豊かな環境を維持するため、自然環境へ配慮し、快適な生活環境の形成を図る。自然保全エリアと、ゆとりある移住環境が確保された、共生エリア、都市の発展に向け周辺都市との調和を図りつつ積極的なまちづくりを展開する。調和エリアを定め、それぞれのエリアを連携させる人・物・文化の交流軸を骨格とした都市構造の形成を図ります。また、住みよい都市づくりに伴う設備整備についても計画的に推進します。



09 SUE TOWN

地域とともに歩む行政づくり

従来の地域自治や行政サービスが届かないなどの地域課題を解決していくため、行政・地域・企業などが協働し、地域サービスを供給する「新たな公共づくり」の構築に取り組みます。



11 SUE TOWN

法令に基づく行政事務の適正な運営

地方分権により、地方自治体の裁量が拡大されていく中、国が本来果たすべき役割に係る事務で、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律またはこれに基づく政令に特に定めるものについても、法律・政令に基づき適正な事務処理に努めます。



02 SUE TOWN

活力ある産業基盤の形成

産業はまちの活力の源のひとつです。農業、商業、工業、観光などの連携した振興により、地域産業の活性化を図ります。



04 SUE TOWN

子どもと家族の笑顔輝く未来へつなぐまちづくり

子ども・子育て支援は、子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの成長や子育てを支えることで、子どもと家族の笑顔が輝き、未来につながる支援を行います。



06 SUE TOWN

健康づくりを支えるための環境づくりの推進

少子高齢化が進行し、生活習慣病による疾病が増加している状況を踏まえ、今後もより一層健康増進のための事業に取り組む必要があります。このような本町の状況などを踏まえ、健康づくりの基本理念を「ともにつくる誰もがいきいきと健康で暮らせるまち」とし、町民の健康づくりを支えるための環境づくりを推進します。



08 SUE TOWN

安心安全な地域の形成

地域の安全は地域で守るため、防災対策の充実や防犯活動の推進など、町民や団体と行政が協働し、安全に生活できるまちづくりを進めます。また、生活環境はすべての環境の基礎であり、まちづくりなど他の施策とも関係するとともに、環境への負荷は市民・事業者などあらゆる主体の活動に起因しています。このため、ゼロからプラスの環境に向けて、施策間・主体間の連携による取組を新たに推進していきます。



10 SUE TOWN

未来を見据えた計画性のある行政運営

自立した行政運営が求められる現在に対応するため、職員とのさらなる資質の向上に努めるとともに、執行体制の連携強化を図ります。また、限られた財源の中での効率的な行政運営を図るため行政改革をすすめるとともに、効率的な行政サービスの提供や近隣市町との連携に取り組みます。

本計画はホームページにも掲載していますので、詳細をお知りになりたい人はご覧ください。
問い合わせ先 まちづくり課
☎ 9322・1153 (ダイヤルイン)
☎ 9322・1151 (内線344)